

# 一般社団法人飯塚市スポーツ協会 大会助成金交付要領

## (目的)

第1条 この要領は、大会の出場者及び大会の主催(主管)に対する助成金の交付申請及び決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領による大会とは、スポーツの振興を図るために、開催される大会及び試合で、代表理事が認めた大会とする。また、出場者とは大会要項に記載された監督、コーチ及び選手をいう。

## (助成対象者)

第3条 大会出場助成金の対象は次の各項にすべて該当するものとする。ただし、大会出場は予選会を勝ち抜いて出場権を獲得した者又は団体に限り、申込制による出場は除外する。

- (1) 飯塚市代表又はこれに準じて出場する者。
- (2) 大会6か月前より飯塚市内に居住している者。
- (3) 一般社団法人飯塚市スポーツ協会が認めた者。

2 大会開催助成金の対象者は一般社団法人飯塚市スポーツ協会加盟団体とする。

## (大会出場助成金額)

大会出場助成金交付額の上限は、次の通りとし代表理事が予算の範囲内で決定する。

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 全国大会出場(団体) | 20,000円 |
| (個人)           | 5,000円  |
| (2) 九州大会出場(団体) | 10,000円 |

## (大会開催助成金額)

第4条 大会開催助成金交付額の上限は、次の通りとし代表理事が予算の範囲内で決定する。

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 市内の参加者に限定した大会 | 10,000円 |
| (2) 市外参加者を認めた大会   | 5,000円  |
| (3) 全国規模の大会       | 10,000円 |

## (助成金の申請)

第5条 助成金交付申請書に次の書類を添えて、大会5日前までに申請を行い代表理事の承認を得なければならない。

- (1) 大会要項
- (2) 出場者名簿

## (結果報告)

第6条 大会終了後5日以内に大会結果報告書を提出しなければならない。

(改 廃)

第7条 この要領の改廃は、代表理事が決定する。

附則

この要領（基準）は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は令和4年12月1日から施行する。